

釧路工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する内規
(平成27年4月28日校長裁定)

改正 平成28年3月17日 校長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成27年1月26日 機構規則第121号。以下「規則」という。）の規定に基づき、釧路工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費等の取扱いに関する組織体制について定めるものとする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第2条 規則第6条第3項の規定に基づく、コンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を以下のとおりとする。

- 一 一般教育部門長
- 二 分野長
- 三 専攻科長
- 四 地域共同テクノセンター長
- 五 教育研究支援センター長
- 六 事務部長

2 副責任者の役割等は、次のとおりとする。

- 一 コンプライアンス推進責任者の指示の下、不正使用の防止を図るため、教職員に対してコンプライアンス教育を実施する。
- 二 コンプライアンス推進責任者の指示の下、教職員が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(相談窓口)

第3条 本校の相談窓口を以下のとおりとする。

- 一 公的研究費等に係る事務処理手続きに関することは総務課研究協力係で対応する。
- 二 公的研究費等の使用ルールに関することは総務課経理係で対応する。

附 則

この内規は、平成27年4月28日から施行し、平成27年3月31日から適用する。

附 則（平成28年3月17日校長裁定）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

釧路高専 公的研究費等の運営・管理体制

